ホ　設置場所　本灯の東北東方約三一四六メートル及び南西方約三四四メートル
ヘ　記　事　副灯二個の灯火は、本灯に同期している
二　関西国際空港株式会社管理
変更年月日　平成二十三年三月二十三日

○海上保安庁告示第百十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　袖ケ浦東京ガスシーバース灯
位　置
所在地　千葉県袖ケ浦市（中袖地先）
北　緯　三五―二八―三二
東　経　一三九―五八―一〇
変更した事項
光　度　実効光度四、〇〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十三年三月二十四日

○海上保安庁告示第百十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　伊唐大橋橋梁灯（C一灯）の南西方約一二〇メートル
位　置
所在地　伊唐大橋橋梁灯（C一灯）の南西方約一二〇メートル
北　緯　三二―一三―〇五
東　経　一三〇―一一―〇五
変更した事項
明　弧　全度
変更年月日　平成二十三年三月二十五日

名　称　伊唐大橋橋梁灯（P二灯）
位　置
所在地　伊唐大橋橋梁灯（C一灯）の南西方約一二〇メートル
北　緯　三二―一三―〇五
東　経　一三〇―一一―〇五
変更した事項
明　弧　全度
変更年月日　平成二十三年三月二十五日

名　称　伊唐大橋橋梁灯（P三灯）
位　置
所在地　伊唐大橋橋梁灯（C一灯）の北東方約一二〇メートル
北　緯　三二―一三―〇八
東　経　一三〇―一一―一三
変更した事項
明　弧　全度
変更年月日　平成二十三年三月二十五日

名　称　伊唐大橋橋梁灯（P四灯）
位　置
所在地　伊唐大橋橋梁灯（C一灯）の北東方約一二〇メートル
北　緯　三二―一三―〇九
東　経　一三〇―一一―一二
変更した事項
明　弧　全度
変更年月日　平成二十三年三月二十五日

○関東地方整備局告示第二百七十一号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第十条第一項の規定に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律第十条第一項に規定する国土交通大臣が指定するものを定める告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

関東地方整備局長　下保　修

表南鳥島の項の前に次のように加える。

沖ノ鳥島	船舶、土石、いかだ、竹木及び車両並びに特定離島港湾施設の存する港湾の利用又は保全に支障を与える程度においてこれらに類するもの

○関東地方整備局告示第二百七十二号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令（平成二十二年政令第百五十七号）第五条の規定に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行令第二条の廃物を指定する告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

関東地方整備局長　下保　修

題名中「第二条」を「第五条」に改める。

表南鳥島の項の前に次のように加える。

沖ノ鳥島	汚物（ごみ、燃えがら、汚泥及び糞尿）、汚水、廃油、廃液、鉱さい、廃木、土砂及び残さい並びにこれらに類するもの

○関東地方整備局告示第二百七十三号

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年省令第三十五号）第四条の規定に基づき、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第三条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料を定める告示（平成二十二年関東地方整備局告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

関東地方整備局長　下保　修

題名中「第三条」を「第四条」に改める。

○関東地方整備局告示第二百七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月一日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄中

「イ　柏本部　千葉支店
ロ　千葉支店　大宮本部
ハ　大宮本部　秋葉原支店
ニ　秋葉原支店　越谷支店
ホ　越谷支店　川越支店
ヘ　川越支店　国分寺支店
ト　国分寺支店　船橋支店
チ　船橋支店　大和支店
リ　大和支店」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ロ　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハ　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ニ　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ホ　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヘ　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
ト　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
チ　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
リ　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌ　神奈川県大和市中央二丁目二番八号　千葉県柏市東上町八番二十五号
ル　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヲ　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ワ　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
カ　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヨ　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六
タ　埼玉県川越市旭町一丁目二十三番地十六　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
レ　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ソ　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ツ　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

に改める。

○九州地方整備局告示第百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間
二百八号	みやま市高田町江浦字碇六一〇番から同市高田町江浦町字東百姓開五四五番一まで

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年六月一日